

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業(平成29年~令和3年)

- 令和元年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部、中学部)に通っている児童生徒が対象です。
- 年収400万円未満(※)かつ資産保有額600万円以下の世帯が対象です。

※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族の状況等により異なります。詳細は各都道府県又は学校から配布される申請書類をご覧ください。

※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならない場合がございます。

- 年額10万円を支援します。
 - 学校が代理受領し、授業料が減額されます!
- 文部科学省が実施する調査にご協力いただきます。
 - 支援を受けるための条件となります!

令和元年6~7月頃、各都道府県又は学校から、申請に必要な書類などについて、ご案内があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN